

平成29年 3月17日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成29年3月17日(金)午後 2時30分開議

日程第 1 議案第1号の撤回の件

日程第 2 議案第12号 平成29年度東庄町一般会計予算

議案第13号 平成29年度東庄町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 平成29年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 平成29年度東庄町食肉センター特別会計予算

議案第16号 平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算

議案第17号 平成29年度東庄町介護保険特別会計予算

議案第18号 平成29年度東庄町水道事業会計予算

議案第19号 平成29年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算

審査報告(予算決算常任委員会委員長)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

- 1番 土屋光正君
- 2番 宮澤健君
- 3番 佐久間義房君
- 4番 板寺正範君
- 5番 花香孝彦君
- 6番 林俊之君
- 7番 大網正敏君
- 8番 城之内一男君
- 9番 高木武男君
- 10番 鈴木正昭君
- 11番 山崎ひろみ君
- 12番 宮崎正吾君
- 13番 鎌形寿一君
- 14番 土屋進君

欠席議員

なし

出席説明員（12名）

町	長	岩田利雄君		
副町	長	金島正好君		
監査委員	平山茂君			
総務課	長	多部田秀也君		
町民課	長	河津静夫君		
まちづくり課	長	大後修司君		
健康福祉課	長	向後喜一朗君		
会計管理者	石毛幸子君			
病院事務	長	海上孝君		
農業委員会事務局	長	高木浩一君		
教	育	長	五十嵐正憲君	
教	育	課	長	小林豊君

出席事務局員（3名）

事務局	長	石毛一久
次	長	石毛美恵子
主	査	岩瀬知博

(午後 2時30分 開議)

議長(土屋 進君)

改めまして、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

これから議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、3月9日付で町長より提出のありました議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについての撤回の件を議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の撤回の件を議題とすることに決定しました。

それでは、議案第1号の撤回理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについてにつきまして、撤回の理由を申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法第222条に規定をされている予算上の措置が講じられていなかったこと等によりまして、検討が必要となったため撤回するものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長(土屋 進君)

撤回理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについての撤回の件について、承認することに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、東庄町・・・。

5番、花香孝彦君。

5番(花香孝彦君)

今回、222条によりまして撤回になったということで、今、説明いただいたとおりではありますけれども、同様の案件で予算措置を伴う条例の制定が以前あったかと思えます。それは前回の定例会で学校の設置条例、これにつきましても、同じく予算措置を伴うものと解釈をいたしております。同様に考えるのであれば、検討する余地があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(土屋 進君)

副町長、金島正好君。

副町長(金島正好君)

花香議員のおっしゃることは、意味はわかります。でも、今回のこの議案の撤回については、これとは別の問題でございますので、それを申し上げたいと思います。

以上です。

議長(土屋 進君)

8番、城之内一男君。

8番(城之内一男君)

今の撤回に関しては、地方自治法第222条の予算を伴う条例については、予算措置が講じられていない限り町長は提案出来ないという理由で撤回したわけです。そうすると、先の小学校統合に伴う設置条例も当然予算を伴うわけですから、やはりこれも課長に答弁願います。

それと、先の議会の一般質問でも、私も教育課長より地方自治法の関係で問題があるのではないですか、確認しておいてくださいという提案はしてあります。

やはり法に触れる以上は、これも同じだと思います。今、花香議員からあったように小学校統合も当然予算を伴います。なおかつ予算を伴う先の9月議会で、予算を伴うから当然出すといったやつが12月議会で設置条例のみの提案、予算を伴う以上、その辺もやはり法に触れる以上、設置条例も関係してくると思います。これ

だけの問題ではないと思います。

議長（土屋 進君）

暫時休憩いたします。

（午後 2時35分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

議長（土屋 進君）

議会を再開します。

ただいま議題となっております議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについての採決をいたします。

撤回に賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（土屋 進君）

起立全員です。

よって、議案第1号、東庄町国民健康保険東庄病院医学生奨学金等貸付条例を制定することについての撤回の件については承認されました。

日程第2、議案第12号、平成29年度東庄町一般会計予算から、議案第19号、平成29年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算まで、以上、8案を一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長より審査の経過と結果について、報告を求めます。

予算決算常任委員長、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第12号、平成29年度東庄町一般会計予算、議案第13号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計予算、議案第14号、平成29年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号、平成29年度東庄町食肉センター特別会計予算、議案第16号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算、議案第17号、平成29年度東庄町介護保険特別会計予算、議案第18号、平成29年度東庄町水道事業会計予算、議案第19号、平成29年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算、以上、8会計の予算につ

いて、去る3月8日、9日には議案第12号、平成29年度東庄町一般会計予算を、13日には議案第13号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計予算から、議案第19号、平成29年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算までの7会計の予算を常任委員会を開催しまして、副町長、病院長、担当課長、事務長等の出席を得て、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

審査に当たりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑が行われました。本予算決算常任委員会の議長を除く議員13名で構成する委員会であり、議長の出席をいただいておりますので、内容については省略させていただき、採決の結果を報告させていただきます。

議案第12号から議案第19号まで、8会計につきまして採決した結果、当委員会としては、議案第12号について修正発議が提出されましたが、賛成少数で否決され、原案について採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第13号から議案第19号については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告を終わります。

議長（土屋 進君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

先程の委員長のご報告がありましたとおり、予算に議会規約第68条の規定により修正案を提出していると思います。私たち6人の連名で修正案を委員長に提出してあります。それで、一番下の土屋光正さんは名前を消してあるんですけども、委員長に聞きますけれども、委員長に提出したものを何で消したんですか。これはおかしいじゃないですか。私たちは一般人ではないです。議会、選挙によって選ばれてここに座っているんですよ。それが、一度署名したものを委員長、勝手に消されたのを認めたんですか。おかしいんじゃないですか。教えてください。

議長（土屋 進君）

予算決算常任委員長、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

それでは、予算決算常任委員長としてお答えいたします。

その修正の土屋光正さんの署名の削除の件に関しましては、当日の朝、発議者、6名ですか、この代表の花香議員から提出を委員長として受けました。予算決算常任委員長として受理いたしました。その中で、土屋光正君の署名が削除されたのは、私は言われてもいませんし、許可しておりません。ただ、その中で、予算決算常任委員会ですという論議というか、意見は出されました。採決の結果、それは予算決算常任委員会として認められたものではありません。

個人的には手続き上、問題というか、あれもありますけれども、今後、このようなことがないようにしてほしいと思います。

以上です。

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

大体、勝手に消すということが、私たちは自分の意思でサインしているわけです。これは光正さんにも私たち全員6人で、相当な上部からプレッシャーなり圧力があると、それでも断固としてこの修正案を提出すると確認し合ってサインしているわけです。今後、このようなことがあったら、委員長、辞めてもらいますよ。

以上です。

議長（土屋 進君）

他に質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

討論省略には異議がありますので、討論は行うことにします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番（城之内一男君）

修正動議を提出します。

議長（土屋 進君）

ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。

（午後 2時43分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

議長（土屋 進君）

会議を再開します。

本案に対しては、城之内一男君他6人から、お手元に配りました修正の動議が提出されています。

従って、これを本案と併せて議題とし、提出者からの説明を求めます。

8番、城之内一男君。

8番（城之内一男君）

それでは、議案第12号、平成29年度東庄町一般会計予算に対する修正動議について説明を申し上げます。

地方自治法第115条の2及び会議規則第17条第2項の規定により、7名の署名と併せて修正案を提出したところですが、小学校統合に向けて平成32年度に笹川小学校の位置に統合の設置条例が議決され、平成29年度一般会計予算に校舎増築工事予算が計上された中、校舎増築は統合計画と大幅に違っています。従来の説明と大きく乖離しています。大きく乖離しているというより、全く違います。将来的には中学校の位置に移転もとか、笹川小学校の位置が最も適しているとか、将来ビジョンがわかりません。いかにも場当たりの、将来構想が示せないのでは、無駄な投資になりかねません。30年度、31年度と約2億円の改修工事の予算を伴うのも続きます。概算事業費が約10億円という給食センターの建設もあります。その中で、小学校統合に伴う予算が計上された一般会計予算には到底賛成出来ません。

以上の理由で修正動議を提出します。

議長（土屋 進君）

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

討論省略には異議がありますので、この討論は行うことにします。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対の討論がある方はございませんか。

修正案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

8番、城之内一男君。

8番(城之内一男君)

議案第12号、平成29年度東庄町一般会計予算原案については反対です。修正案については賛成です。

小学校統合に関わる施設計画の校舎新築工事関連の予算が計上されている限り、原案には反対です。将来ビジョンが示されない限り、無駄になりかねません。そもそも小学校統合計画自体に重大な問題があります。合議制執行機関である教育委員会の代表者であり、責任者である教育長が任命されていない中での機関決定、問題の根幹とも言える推計違いがあり得ないところであり、見直し、検討を行わなかった小学校統合計画という重要な計画を策定するのは考えられないことであり、大きな問題です。

それに伴い、統合小学校施設計画は論外、議論の余地もありません。統合計画の大幅な変更です。統合計画、また説明、答弁には笹川小学校の校舎をほぼそのまま活用した必要最小限の経費と言っていた中、実数値により2教室が不足する状況となった中、昨年6月議会における普通教室3教室、理科室、音楽室の増築のRC造、新校舎増築工事及び北校舎、南校舎の大規模改修工事に総事業費8億6,000万円の統合小学校施設計画提示は論外です。統合計画の大幅な変更です。従来の説明、答弁と全く違います。従来の説明、答弁は何であったのかという感があります。2教室が不足する状況となった中、特別教室を簡易校舎建設で置きかえるのが統合計

画であり、統合計画にはそのように付記されています。

一方で、統合小学校施設計画自体、大きな問題もあります。

教育委員会としての経緯によれば、昨年4月に平成32年度、児童数推計の461人で統合小学校を計画した中、5月に実数値522人で統合小学校計画を変更し、6月に統合小学校施設計画を議員説明という経緯の中、なぜ1ヶ月足らずでそれだけの施設計画がまとめられ、計画が決定され、議会に示されるのか。1ヶ月足らずの短い期間でなぜ出来るのか、到底考えられません。全く理解出来ません。

学校施設は全て老朽化している中、他の公共施設の老朽化対策も課題です。人口減少が進展する中、税収も減ります。将来的に財政状況は厳しくなることは予想されます。効率的、効果的な行財政運営が求められます。必要最小限の経費で、最大の効果は行財政運営の基本です。財政力のない我が町においては、建設的投資に向けられる財源は限りがあります。将来ビジョンがない、無駄な投資になりかねない小学校統合に伴う小学校施設計画の予算を伴う平成29年度、東庄町一般会計予算の修正を求めます。

子どもたちの教育環境の整備のためとはいう意見もありますが、町の財政運営においては、教育予算だけではありません。少子高齢化の中、高齢者福祉、医療、子育て支援等、社会保障費、道路・橋梁等、インフラ整備など、限りある財源を効率的、効果的に運用する必要があります。

併せて施設計画が示された後の説明においても、教室の転用方法を含め、変わっています。二転三転しています。いかにも場当たりのと言わざるを得ません。同時に、最初の施設計画では、法定耐用年数50年のRC造から18年の軽量鉄骨造にも変わっています。将来的に笹川小学校の位置に存続するのか、中学校の位置に移転するのか、ここでもわかりません。一貫性がありません。国庫補助金の関係とか述べていますが、国庫補助事業に該当しない計量鉄骨造に。3年前だから議会の議決が必要であって、予定していた9月議会に提案すれば良かった話であり、提案しなかったのは行政自身です。

一方、その後であれば、補助金は出るわけですから、そこで提案すれば良いと思います。主体性が感じられません。統合小学校施設計画、増築改修工事については、当初計画の総事業費8億6,000万円から4億4,100万円に変更されていますが、29年度一般会計当初予算には新校舎増築に伴う予算が計上されていますが、

30年度、31年度も続きます。変更自体、理解しがたい面もあります。それは後の議論とすることにして、小学校統合に伴う新築、増築工事の予算が伴う予算については、将来的にも笹川小学校の位置に存続するのか、中学校の位置に移転するのか、将来構想が示されない限り、判断は出来ません。無駄になりかねません。中学校校舎も小学校校舎も老朽化が進んでいる現状、笹川小学校南校舎の法定耐用年数50年が到来します。建て替えの課題もあります。将来ビジョンをしっかりと示し、それに沿って計画的に進めるべきであります。これは当然のことです。二元代表というガバナンス体制のもと、行政運営の監視と批判、行財政運営の最終決定という重大な使命と責任を議会は負っています。将来ビジョンを示せない、二転三転する計画、場当たりのとも言える判断出来ない、納得出来ない予算には賛成出来ません。

平成29年度一般会計予算には反対です。

以上です。

議長（土屋 進君）

他に討論はありませんか。

9番、高木武男君。

9番（高木武男君）

9番、高木です。反対討論を行います。

平成29年度一般会計予算案には賛成出来ません。私は先月、各地区100名ずつ、400名の方に小学校統合に関するアンケート調査を行い、111名の方より回答をいただきました。統合小学校の設置場所について聞いたところ、笹川小が良いという人は111人中25人で22%、中学校の隣が良いという人は111人中81人、73%でした。

この統合に関する情報について聞いたところ、99人、89%の人が情報が全く届いていないと言っております。圧倒的に多くの町民がこの設置条例には反対しております。納税者であるこれら一人一人の町民にしてみれば、望んでいないところに多額の税金が使われることに怒っています。こんな税金の使い方ばかりしているから東庄町は過疎地域の指定になるのではないのでしょうか。

これではますます人口減少が加速されます。この平成29年度一般会計予算の採決には多くの町民が見守っています。町民の意思が反映されなければ、何のための議会かが問われます。私は、この予算案には勇気と怒りを込めて反対します。

以上です。

議長（土屋 進君）

他に討論はありませんか。

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

3番、佐久間です。

この4月1日をもって過疎指定になるということは、私も一般質問で述べさせてもらいました。この小学校統合に賛成している議員の方々は、多分、子どもたちのためということで賛成していると思うんですよ。老朽化した校舎に子どもたちを入れて、授業させて、いつ崩壊するかわからないような教室で授業をさせることが、これ本当にいいことですか。新しい校舎を建ててやればいいんじゃないですか。ましてこの4月から過疎指定になりますから、7割、国から補助金が出るんです。校舎の学校の施設の建て替え、この対象になっていますから、町の単費3割で建てられるわけなんです。こちょこちょ直したり、古い校舎にエアコンつけたり、そんなのやめましょうよ。でんとした新しい校舎を中学校のところに建てればいいじゃないですか。そういう予算なら私たちはもろ手を挙げて賛成しますよ。こういう無駄になるのは目に見えている投資には、断固として私たちは反対します。

それと、署名した議員がここの案件に賛成していないのは、修正案に賛成していないのは、これはおかしいですからね。これは議員としての自覚を持ってください。

以上です。

議長（土屋 進君）

他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、平成29年度一般会計予算についてを採決します。

まず、本案に対する城之内一男君他、6人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

3番、佐久間義房君。

3番（佐久間義房君）

起立ではなくて、無記名投票をお願いします。

議長（土屋 進君）

暫時休憩とします。検討したいことがありますので、15分程度休憩とします。

15分ほど休憩して、再開は3時40分といたします。

（午後 3時22分 休憩）

（午後 3時58分 再開）

議長（土屋 進君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程佐久間議員から要求のありました採決を無記名投票にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（土屋 進君）

賛成の方が2名以上いますので、採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（土屋 進君）

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に鈴木正昭君及び板寺正範君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議長（土屋 進君）

念のため、申し上げます。投票は賛成、反対を記入し、無記名でお願いします。

再度、申し上げます。修正案について賛成、反対を記入していただきたいと思えます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（土屋 進君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

議長（土屋 進君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（土屋 進君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。鈴木正昭君及び板寺正範君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（土屋 進君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票、賛成 6 票、反対 6 票、白票 1 票。白票 1 票は、会議規則第 83 条により、否とみなされます。賛成 6 票、反対 7 票です。よって、本修正案は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

議長（土屋 進君）

暫時休憩とします。

（午後 4 時 11 分 休憩）

（午後 4 時 13 分 再開）

議長（土屋 進君）

再開します。

ただいま修正案について否決されましたので、次に原案について起立によって採決を行います。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

3番、佐久間義房君。

3番(佐久間義房君)

それも無記名投票でお願いします。

議長(土屋 進君)

ただいま佐久間議員より要求がありました。賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長(土屋 進君)

賛成が2名以上いますので、無記名投票といたします。

すぐ準備いたしますので、暫時休憩とします。

(午後 4時14分 休憩)

(午後 4時18分 再開)

議長(土屋 進君)

会議を再開します。

これから議案第12号、平成29年度一般会計予算についてを採決します。

採決は無記名投票によって行います。

原案について採決いたします。

議場の閉鎖をお願いします。

(議場閉鎖)

議長(土屋 進君)

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に鈴木正昭君、板寺正範君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(土屋 進君)

念のため、申し上げます。投票は賛成、反対を記入し、無記名でお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(土屋 進君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

議長(土屋 進君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(土屋 進君)

投票漏れなしと認めます。

開票を行います。鈴木正昭君及び板寺正範君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(土屋 進君)

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、賛成票7票、反対票5票、白票1票。以上のとおりです。

先程も申し述べましたが、白票の場合、議会規則第83条により、否と認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(議場開鎖)

議長(土屋 進君)

次に、議案第13号、平成29年度東庄町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)



議長（土屋 進君）

起立全員です。

従って、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成29年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（土屋 進君）

起立全員です。

従って、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成29年度東庄町食肉センター特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（土屋 進君）

起立全員です。

従って、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成29年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（土屋 進君）

起立全員です。

従って、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成29年度東庄町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 土屋 進君 )

起立全員です。

従って、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、平成 29 年度東庄町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 土屋 進君 )

起立全員です。

従って、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、平成 29 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

議長 ( 土屋 進君 )

起立全員です。

従って、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長 ( 岩田利雄君 )

それでは、東庄町議会 3 月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会には、執行部より諮問 1 件、議案 19 件を提案させていただきました。特に平成 29 年度の予算議会ということで、議員各位には慎重なるご審議を賜りました。第 1 号議案につきましては、撤回とさせていただきますが、残る 18 件につきましては、原案のとおり可決決定をいただきました。誠にありがとうございました。

会期中に頂戴をいたしました点につきましては、鋭意検討し、町政に反映するよ

う努めてまいります。

さて、平成29年度は第6次総合計画の初年度に当たります。本計画は、人口減少、地域活性化対策として、平成27年度に策定をいたしました東庄町総合戦略を重点とした、より現実的で効果的な計画となっております。多くの課題はございますが、躍動、連携、地域力をテーマに、行政と議会、そして地域が一体となって活力あるまちづくりに向け、取り組んでまいり所存でございます。

議員各位には、なお一層のご指導、ご支援を賜りますよう、よろしく願いを申し上げますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋 進君）

閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、去る6日より本日まで、12日間を会期とし、町長諮問1件及び議案12件のうち、議案第1号は撤回となり除きました他、審議が行われ、全て議了出来ました。これはひとえに議員各位のご協力の賜でございまして、心から御礼申し上げます。

また、町長を初め執行部の皆さんには真摯に審議にご協力されましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

なお、本日、平成29年度一般会計他特別会計予算が成立いたしました。この予算執行に当たりましては、町民に貢献出来ますよう、格段のご配慮をいただきたいと願いました。閉会のご挨拶といたします。大変ご苦労さまでした。

以上で平成29年3月東庄町議会定例会を閉会します。

（午後 4時34分 閉会）